

那賀川水系河川整備計画 変更内容等

平成 19 年 6 月

平成 26 年 10 月 (変更)

3. 河川整備計画の目標に関する事項

3. 河川整備計画の目標に関する事項

3. 河川整備計画の目標に関する事項

3. 河川整備計画の目標に関する事項

3-1 河川整備計画の対象区間

3-1 河川整備計画の対象区間

本整備計画は、河川管理者である四国地方整備局長・徳島県知事が河川法第16条の2に基づき、表-3.1.1、表-3.1.2(1)～(7)及び図-3.1.1に示す那賀川水系の全区間(国管理区間、徳島県管理区間)を対象に定めるものである。

本整備計画は、河川管理者である四国地方整備局長・徳島県知事が河川法第16条の2に基づき、表-3.1.1、表-3.1.2(1)～(6)及び図-3.1.1に示す那賀川水系の全区間(国管理区間、徳島県管理区間)を対象に定めるものである。

表-3.1.1 計画対象区間(国土交通省)

表-3.1.1 計画対象区間(国土交通省)

河川名	上流端	下流端	河川延長(km)
那賀川	左岸：阿南市十八女町宮ノ前13番地先 右岸：同市加茂町大西56番の1地先	海に至る	18.040
那賀川(長安ロダム)	左岸：那賀郡那賀町白石字島砂14番地先 右岸：同町白石字カゲ平山1番の6地先	左岸：那賀郡那賀町小浜477番の1地先 右岸：同町小計字角ト屋20番の2地先	13.528
派川那賀川	左岸：那賀川からの分派点 右岸：〃	海に至る	3.630
桑野川	左岸：阿南市長生町諏訪の端28番の2地先 右岸：同市同町権現地5番の1地先	派川那賀川への合流点	7.000
菰蒲谷川	左岸：那賀郡那賀町松曾根字井野17番地先 右岸：同町松曾根字藤ノ平24番地先	那賀川への合流点	1.492
坂州木頭川	左岸：那賀郡那賀町掛盤字保木山1番の2地先 右岸：同町掛盤字符殿回り59番の4地先	那賀川への合流点	8.569
拝宮谷川	左岸：那賀郡那賀町拝宮字向田5番の24地先 右岸：同町拝宮字西分107番の6地先	坂州木頭川への合流点	0.148
河川計			52.407

河川名	上流端	下流端	河川延長(km)
那賀川	左岸：阿南市十八女町宮ノ前13番地先 右岸：同市加茂町大西56番の1地先	海に至る	18.040
那賀川(長安ロダム)	左岸：那賀郡那賀町白石字島砂14番地先 右岸：同町白石字カゲ平山1番の6地先	左岸：那賀郡那賀町小浜477番の1地先 右岸：同町小計字角ト屋20番の2地先	13.528
派川那賀川	左岸：那賀川からの分派点 右岸：〃	海に至る	3.630
桑野川	左岸：阿南市長生町諏訪の端28番の2地先 右岸：同市同町権現地5番の1地先	派川那賀川への合流点	7.000
菰蒲谷川	左岸：那賀郡那賀町松曾根字井野17番地先 右岸：同町松曾根字藤ノ平24番地先	那賀川への合流点	1.492
坂州木頭川	左岸：那賀郡那賀町掛盤字保木山1番の2地先 右岸：同町掛盤字符殿回り59番の4地先	那賀川への合流点	8.569
拝宮谷川	左岸：那賀郡那賀町拝宮字向田5番の24地先 右岸：同町拝宮字西分107番の6地先	坂州木頭川への合流点	0.148
河川計			52.407

※ 長安ロダムは、ダムの機能強化のため平成19年4月1日より徳島県から国土交通省に移管された。

※ 長安ロダムは、ダムの機能強化のため平成19年4月1日より徳島県から国土交通省に移管された。

那賀川水系河川整備計画 変更内容等

平成 19 年 6 月

平成 26 年 10 月 (変更)

3. 河川整備計画の目標に関する事項

3. 河川整備計画の目標に関する事項

表-3.1.2(1) 計画対象区間 (徳島県)

表-3.1.2(1) 計画対象区間 (徳島県)

河川名	上流端	下流端	河川延長 (km)
那賀川	左岸：那賀郡那賀町木頭北川字高野瀬山6番の4地先 右岸：同町同字6番の2地先	左岸：阿南市十八女町宮ノ前13番地先 右岸：同市加茂町大西56番の1地先	80.498 (長安口ダム管理区間を除く)
出島川	左岸：阿南市那賀川町上福井堂免55番の5地先 右岸：同市同町上福井堂免55番の1地先	那賀川への合流点	3.200
桑野川	左岸：阿南市新野町川又32番の5地先 右岸：同市同町川又98番の4地先	左岸：阿南市長生町諏訪の端28番の2地先 右岸：同市同町権現地5番の1地先	18.399
岡川	左岸：阿南市下大野町渡り上り457番地先 右岸：同市同町五反畑143番の4地先	桑野川への合流点	8.082
畑田川	左岸：阿南市下大野町畑田245番5地先 右岸：同市同町畑田577番地先	岡川への合流点	2.700
大津田川	左岸：阿南市長生町平野12番の1地先 右岸：同市同町一丁ガ坪1番地先	桑野川への合流点	1.500
堂谷川	左岸：阿南市長生町角の谷113番地先 右岸：同市同町南川98番の1地先	桑野川への合流点	3.400
蛭地川	左岸：阿南市桑野町山の神27番地先 右岸：同市同町山の神8番地先	桑野川への合流点	4.500
北谷川	左岸：阿南市山口町北谷6番の5地先 右岸：同市同町山口90番の3地先	桑野川への合流点	1.900
廿枝川	左岸：阿南市新野町西地51番の2地先 右岸：同市同町西地35番地先	桑野川への合流点	1.400
南川	左岸：阿南市新野町大谷123番地先 右岸：同市同町大谷46番地先	桑野川への合流点	5.700
喜来川	左岸：阿南市新野町喜来34番地先 右岸：同市同町喜来53番地先	桑野川への合流点	2.500
熊谷川	左岸：阿南市熊谷町シル谷173番地先 右岸：同市同町シル谷164番地先	那賀川への合流点	2.250
野尻川	左岸：阿南市吉井町日浦15番の1地先 右岸：同市同町日浦14番の2地先	熊谷川への合流点	0.900
加茂谷川	左岸：阿南市加茂町黒河22番の4地先 右岸：同市同町貝の河144番地先	那賀川への合流点	3.750
阿瀬比川	左岸：阿南市阿瀬比町日開谷9番地先 右岸：同市同町日開谷142番地先	加茂谷川への合流点	2.500
若杉谷川	左岸：阿南市大井町新居田30番地先 右岸：同市同町新居田24番地先	那賀川への合流点	2.400

河川名	上流端	下流端	河川延長 (km)
那賀川	左岸：那賀郡那賀町木頭北川字高野瀬山6番の4地先 右岸：同町同字6番の2地先	左岸：阿南市十八女町宮ノ前13番地先 右岸：同市加茂町大西56番の1地先	80.498 (長安口ダム管理区間を除く)
出島川	左岸：阿南市那賀川町上福井堂免55番の5地先 右岸：同市同町上福井堂免55番の1地先	那賀川への合流点	3.200
桑野川	左岸：阿南市新野町川又32番の5地先 右岸：同市同町川又98番の4地先	左岸：阿南市長生町諏訪の端28番の2地先 右岸：同市同町権現地5番の1地先	18.399
岡川	左岸：阿南市下大野町渡り上り457番地先 右岸：同市同町五反畑143番の4地先	桑野川への合流点	8.082
畑田川	左岸：阿南市下大野町畑田245番5地先 右岸：同市同町畑田577番地先	岡川への合流点	2.700
大津田川	左岸：阿南市長生町平野12番の1地先 右岸：同市同町一丁ガ坪1番地先	桑野川への合流点	1.500
堂谷川	左岸：阿南市長生町角の谷113番地先 右岸：同市同町南川98番の1地先	桑野川への合流点	3.400
蛭地川	左岸：阿南市桑野町山の神27番地先 右岸：同市同町山の神8番地先	桑野川への合流点	4.500
北谷川	左岸：阿南市山口町北谷6番の5地先 右岸：同市同町山口90番の3地先	桑野川への合流点	1.900
廿枝川	左岸：阿南市新野町西地51番の2地先 右岸：同市同町西地35番地先	桑野川への合流点	1.400
南川	左岸：阿南市新野町大谷123番地先 右岸：同市同町大谷46番地先	桑野川への合流点	5.700
喜来川	左岸：阿南市新野町喜来34番地先 右岸：同市同町喜来53番地先	桑野川への合流点	2.500
熊谷川	左岸：阿南市熊谷町シル谷173番地先 右岸：同市同町シル谷164番地先	那賀川への合流点	2.250
野尻川	左岸：阿南市吉井町日浦15番の1地先 右岸：同市同町日浦14番の2地先	熊谷川への合流点	0.900
加茂谷川	左岸：阿南市加茂町黒河22番の4地先 右岸：同市同町貝の河144番地先	那賀川への合流点	3.750
阿瀬比川	左岸：阿南市阿瀬比町日開谷9番地先 右岸：同市同町日開谷142番地先	加茂谷川への合流点	2.500
若杉谷川	左岸：阿南市大井町新居田30番地先 右岸：同市同町新居田24番地先	那賀川への合流点	2.400

那賀川水系河川整備計画 変更内容等

平成 19 年 6 月

平成 26 年 10 月 (変更)

3. 河川整備計画の目標に関する事項

3. 河川整備計画の目標に関する事項

表-3.1.2(2) 計画対象区間 (徳島県)

表-3.1.2(2) 計画対象区間 (徳島県)

河川名	上流端	下流端	河川延長 (km)
白台川	左岸：阿南市大井町竹の鼻64番地先 右岸：同市同町竹の鼻85番地先	那賀川への合流点	0.500
大田井川	左岸：阿南市大田井町松の岡91番の4地先 右岸：同市同町松の岡113番の4地先	那賀川への合流点	1.000
北地谷川	左岸：那賀郡那賀町和食郷字北地383番の2地先 右岸：同町和食郷同字279番の2地先	那賀川への合流点	0.700
中山川	左岸：那賀郡那賀町中山字関ヶ原33番地先 右岸：同町中山字荒田ヶ谷5番の18地先	那賀川への合流点	5.200
南川	左岸：那賀郡那賀町和食郷字南川487番の1地先 右岸：同町和食郷同字623番地先	中山川への合流点	2.300
唐杉谷川	左岸：那賀郡那賀町中山字西ヶ原26番地先 右岸：同町中山字おく2番の2地先	中山川への合流点	0.800
仙ヶ谷川	左岸：那賀郡那賀町仁宇字玉子前92番の2地先 右岸：同町仁宇同字269番の4地先	那賀川への合流点	0.500
阿井川	左岸：那賀郡那賀町阿井字桃の木6番地先 右岸：同町阿井字田の谷21番地先	那賀川への合流点	1.000
丹生川	左岸：那賀郡那賀町仁宇字学原302番地先 右岸：同町仁宇同字98番の2地先	阿井川への合流点	0.500
百合谷川	左岸：那賀郡那賀町百合谷字大坪130番地先 右岸：同町百合谷同字170番地先	那賀川への合流点	1.200
谷内川	左岸：那賀郡那賀町平野字森の下17番の4地先 右岸：同町平野同字18番地先	那賀川への合流点	5.500
さぬき川	左岸：那賀郡那賀町牛輪字見こぐり42番の1地先 右岸：同町牛輪字西九郎ウジ22番の1地先	谷内川への合流点	1.500

河川名	上流端	下流端	河川延長 (km)
白台川	左岸：阿南市大井町竹の鼻64番地先 右岸：同市同町竹の鼻85番地先	那賀川への合流点	0.500
大田井川	左岸：阿南市大田井町松の岡91番の4地先 右岸：同市同町松の岡113番の4地先	那賀川への合流点	1.000
北地谷川	左岸：那賀郡那賀町和食郷字北地383番の2地先 右岸：同町和食郷同字279番の2地先	那賀川への合流点	0.700
中山川	左岸：那賀郡那賀町中山字関ヶ原33番地先 右岸：同町中山字荒田ヶ谷5番の18地先	那賀川への合流点	5.200
南川	左岸：那賀郡那賀町和食郷字南川487番の1地先 右岸：同町和食郷同字623番地先	中山川への合流点	2.300
唐杉谷川	左岸：那賀郡那賀町中山字西ヶ原26番地先 右岸：同町中山字おく2番の2地先	中山川への合流点	0.800
仙ヶ谷川	左岸：那賀郡那賀町仁宇字玉子前92番の2地先 右岸：同町仁宇同字269番の4地先	那賀川への合流点	0.500
阿井川	左岸：那賀郡那賀町阿井字桃の木6番地先 右岸：同町阿井字田の谷21番地先	那賀川への合流点	1.000
丹生川	左岸：那賀郡那賀町仁宇字学原302番地先 右岸：同町仁宇同字98番の2地先	阿井川への合流点	0.500
百合谷川	左岸：那賀郡那賀町百合谷字大坪130番地先 右岸：同町百合谷同字170番地先	那賀川への合流点	1.200
谷内川	左岸：那賀郡那賀町平野字森の下17番の4地先 右岸：同町平野同字18番地先	那賀川への合流点	5.500
さぬき川	左岸：那賀郡那賀町牛輪字見こぐり42番の1地先 右岸：同町牛輪字西九郎ウジ22番の1地先	谷内川への合流点	1.500

那賀川水系河川整備計画 変更内容等

平成 19 年 6 月

平成 26 年 10 月 (変更)

3. 河川整備計画の目標に関する事項

3. 河川整備計画の目標に関する事項

表-3.1.2(3) 計画対象区間 (徳島県)

表-3.1.2(3) 計画対象区間 (徳島県)

河川名	上流端	下流端	河川延長 (km)
馬路谷川	左岸：那賀郡那賀町馬路字高野84番地先 右岸：同町馬路同字65番地先	谷内川への合流点	1.700
辺谷川	左岸：那賀郡那賀町平野字経塚34番地先 右岸：同町平野同字6番地先	谷内川への合流点	1.500
井ノ谷川	左岸：那賀郡那賀町井ノ谷字ひき滝35番地先 右岸：同町井ノ谷同字14番地先	谷内川への合流点	1.100
延野川	左岸：那賀郡那賀町入野字入段25番地先 右岸：同町入野字暮谷78番の2地先	那賀川への合流点	2.300
赤松川	左岸：海部郡美波町赤松字日浦93番の5地先 右岸：同町赤松同字317番の2地先	那賀川への合流点	14.073
新発谷川	海部郡美波町赤松字新発谷113番地の1地先	赤松川への合流点	2.500
耳瀬谷川	左岸：海部郡美波町赤松字耳瀬267番の3地先 右岸：同町赤松同字82番の2地先	赤松川への合流点	2.000
寺野谷川	左岸：海部郡美波町赤松字寺野89番地先 右岸：同町赤松同字90番地先	赤松川への合流点	1.500
紅葉川	左岸：那賀郡那賀町竹ヶ谷字長門133番地先 右岸：同町竹ヶ谷字さつま11番の1地先	那賀川への合流点	10.660
大張谷川	左岸：那賀郡那賀町横石字桑原91番の2地先 右岸：同町横石同字36番地先	那賀川への合流点	1.400
北浦谷川	左岸：那賀郡那賀町横石字上傍示30番地先 右岸：同町横石同字36番地先	那賀川への合流点	0.800
蔭谷川	左岸：那賀郡那賀町蔭谷字野浦44番地先 右岸：同町蔭谷字蔭山1番地先	那賀川への合流点	2.200
正木谷川	左岸：那賀郡那賀町音谷字蔭山250番地先 右岸：同町音谷同字249番地先	那賀川への合流点	1.700

河川名	上流端	下流端	河川延長 (km)
馬路谷川	左岸：那賀郡那賀町馬路字高野84番地先 右岸：同町馬路同字65番地先	谷内川への合流点	1.700
辺谷川	左岸：那賀郡那賀町平野字経塚34番地先 右岸：同町平野同字6番地先	谷内川への合流点	1.500
井ノ谷川	左岸：那賀郡那賀町井ノ谷字ひき滝35番地先 右岸：同町井ノ谷同字14番地先	谷内川への合流点	1.100
延野川	左岸：那賀郡那賀町入野字入段25番地先 右岸：同町入野字暮谷78番の2地先	那賀川への合流点	2.300
赤松川	左岸：海部郡美波町赤松字日浦93番の5地先 右岸：同町赤松同字317番の2地先	那賀川への合流点	14.073
新発谷川	海部郡美波町赤松字新発谷113番地の1地先	赤松川への合流点	2.500
耳瀬谷川	左岸：海部郡美波町赤松字耳瀬267番の3地先 右岸：同町赤松同字82番の2地先	赤松川への合流点	2.000
寺野谷川	左岸：海部郡美波町赤松字寺野89番地先 右岸：同町赤松同字90番地先	赤松川への合流点	1.500
紅葉川	左岸：那賀郡那賀町竹ヶ谷字長門133番地先 右岸：同町竹ヶ谷字さつま11番の1地先	那賀川への合流点	10.660
大張谷川	左岸：那賀郡那賀町横石字桑原91番の2地先 右岸：同町横石同字36番地先	那賀川への合流点	1.400
北浦谷川	左岸：那賀郡那賀町横石字上傍示30番地先 右岸：同町横石同字36番地先	那賀川への合流点	0.800
蔭谷川	左岸：那賀郡那賀町蔭谷字野浦44番地先 右岸：同町蔭谷字蔭山1番地先	那賀川への合流点	2.200
正木谷川	左岸：那賀郡那賀町音谷字蔭山250番地先 右岸：同町音谷同字249番地先	那賀川への合流点	1.700

那賀川水系河川整備計画 変更内容等

平成 19 年 6 月

3. 河川整備計画の目標に関する事項

表-3.1.2(4) 計画対象区間（徳島県）

河川名	上流端	下流端	河川延長 (km)
古屋谷川	左岸：那賀郡那賀町川俣字坂本10番地先 右岸：同町川俣同字12番地先	那賀川への合流点	19.200
菫蒲谷川	左岸：那賀郡那賀町東尾字坂本24番の3地先 右岸：同町東尾同字28番の1地先	左岸：那賀郡那賀町松曾根字井野17番地先 右岸：同町松曾根字藤ノ平24番地先	2.008
坂州木頭川	那賀郡那賀町岩倉字鎗戸山地先の鎗掛岩	左岸：那賀郡那賀町掛盤字保木山1番の2地先 右岸：同町掛盤字符殿回り59番の4地先	22.195
拝宮谷川	左岸：那賀郡那賀町東尾字栗坂15番地先 右岸：同町東尾同字14番の1地先	左岸：那賀郡那賀町拝宮字向田5番の24地先 右岸：同町拝宮字西分107番の6地先	3.352
大美谷川	左岸：那賀郡那賀町出羽字州の谷2番地先 右岸：同町出羽字中櫛木屋5番の2地先	坂州木頭川への合流点	2.632
泉谷川	左岸：那賀郡那賀町木頭名字蔭山1番の3地先 右岸：同町小泉字小泉5番の1地先	坂州木頭川への合流点	1.650
第二泉谷川	左岸：那賀郡那賀町木頭名字松だら3番地先 右岸：同町木頭名字蔭山1番の5地先	泉谷川への合流点	0.285
沢谷川	左岸：那賀郡那賀町沢谷字釜ヶ谷2番地先 右岸：同町沢谷同字1番の2地先	坂州木頭川への合流点	5.454
影泉川	左岸：那賀郡那賀町沢谷字影泉20番の2地先 右岸：同町沢谷字樫平2番の1地先	沢谷川への合流点	0.273
下霜影川	左岸：那賀郡那賀町沢谷字カンバシ1番の1地先 右岸：同町沢谷字北谷17番の1地先	沢谷川への合流点	0.052
釜床谷川	左岸：那賀郡那賀町沢谷字下霜影6番の1地先 右岸：同町沢谷字菊千代11番の1地先	沢谷川への合流点	0.100
新居田谷川	左岸：那賀郡那賀町小島字東又13番地先 右岸：同町小島同字23番地先	坂州木頭川への合流点	0.753

平成 26 年 10 月（変更）

3. 河川整備計画の目標に関する事項

表-3.1.2(4) 計画対象区間（徳島県）

河川名	上流端	下流端	河川延長 (km)
古屋谷川	左岸：那賀郡那賀町川俣字坂本10番地先 右岸：同町川俣同字12番地先	那賀川への合流点	19.200
菫蒲谷川	左岸：那賀郡那賀町東尾字坂本24番の3地先 右岸：同町東尾同字28番の1地先	左岸：那賀郡那賀町松曾根字井野17番地先 右岸：同町松曾根字藤ノ平24番地先	2.008
坂州木頭川	那賀郡那賀町岩倉字鎗戸山地先の鎗掛岩	左岸：那賀郡那賀町掛盤字保木山1番の2地先 右岸：同町掛盤字符殿回り59番の4地先	22.195
拝宮谷川	左岸：那賀郡那賀町東尾字栗坂15番地先 右岸：同町東尾同字14番の1地先	左岸：那賀郡那賀町拝宮字向田5番の24地先 右岸：同町拝宮字西分107番の6地先	3.352
大美谷川	左岸：那賀郡那賀町出羽字州の谷2番地先 右岸：同町出羽字中櫛木屋5番の2地先	坂州木頭川への合流点	2.632
泉谷川	左岸：那賀郡那賀町木頭名字蔭山1番の3地先 右岸：同町小泉字小泉5番の1地先	坂州木頭川への合流点	1.650
第二泉谷川	左岸：那賀郡那賀町木頭名字松だら3番地先 右岸：同町木頭名字蔭山1番の5地先	泉谷川への合流点	0.285
沢谷川	左岸：那賀郡那賀町沢谷字釜ヶ谷2番地先 右岸：同町沢谷同字1番の2地先	坂州木頭川への合流点	5.454
影泉川	左岸：那賀郡那賀町沢谷字影泉20番の2地先 右岸：同町沢谷字樫平2番の1地先	沢谷川への合流点	0.273
下霜影川	左岸：那賀郡那賀町沢谷字カンバシ1番の1地先 右岸：同町沢谷字北谷17番の1地先	沢谷川への合流点	0.052
釜床谷川	左岸：那賀郡那賀町沢谷字下霜影6番の1地先 右岸：同町沢谷字菊千代11番の1地先	沢谷川への合流点	0.100
新居田谷川	左岸：那賀郡那賀町小島字東又13番地先 右岸：同町小島同字23番地先	坂州木頭川への合流点	0.753

那賀川水系河川整備計画 変更内容等

平成 19 年 6 月

平成 26 年 10 月 (変更)

3. 河川整備計画の目標に関する事項

3. 河川整備計画の目標に関する事項

表-3.1.2(5) 計画対象区間 (徳島県)

表-3.1.2(5) 計画対象区間 (徳島県)

河川名	上流端	下流端	河川延長 (km)
第二新居田谷川	左岸：那賀郡那賀町小島字西又12番の2地先 右岸：同町小島同字9番地先	新居田谷川への合流点	0.185
第三新居田谷川	那賀郡那賀町小島字東又13番地先	新居田谷川への合流点	0.115
榑谷川	左岸：那賀郡那賀町小島字榑谷34番の2地先 右岸：同町小島同字34番の1地先	坂州木頭川への合流点	1.285
第四榑谷川	那賀郡那賀町小島字榑谷34番の1地先	榑谷川への合流点	0.153
第三榑谷川	那賀郡那賀町小島字榑谷34番の1地先	榑谷川への合流点	0.200
第二榑谷川	左岸：那賀郡那賀町小島字榑谷2番地先 右岸：同町小島字榑尾4番地先	榑谷川への合流点	0.083
藤ヶ内谷川	左岸：那賀郡那賀町川成字東畑80番の19地先 右岸：同町川成字フドノ内5番地先	坂州木頭川への合流点	0.100
宮ヶ谷川	左岸：那賀郡那賀町平谷字カゲノ上山9番地先 右岸：同町平谷字上イシ5番地先	那賀川への合流点	1.500
丈ヶ谷川	左岸：那賀郡那賀町丈ヶ谷字榑尾廻り1番の1地先 右岸：同町丈ヶ谷字七浦谷1番の1地先	那賀川への合流点	5.000
成瀬川	左岸：那賀郡那賀町成瀬字内山57番の1地先 右岸：同町成瀬同字20番地先	丈ヶ谷川への合流点	3.900
林谷川	那賀郡那賀町白石字カツラノミゾ16番地先	那賀川への合流点	0.600
海川谷川	左岸：那賀郡那賀町海川字西俣38番地先 右岸：同町海川字東俣76番地先	那賀川への合流点	3.900
出原谷川	左岸：那賀郡那賀町木頭出原字三ツ石31番地先 右岸：同町木頭出原字東50番地先	那賀川への合流点	0.750
南谷川	左岸：那賀郡那賀町木頭折字御朱印谷1番地先 右岸：同町木頭折字湯樋山1番の2地先	那賀川への合流点	16.000

河川名	上流端	下流端	河川延長 (km)
第二新居田谷川	左岸：那賀郡那賀町小島字西又12番の2地先 右岸：同町小島同字9番地先	新居田谷川への合流点	0.185
第三新居田谷川	那賀郡那賀町小島字東又13番地先	新居田谷川への合流点	0.115
榑谷川	左岸：那賀郡那賀町小島字榑谷34番の2地先 右岸：同町小島同字34番の1地先	坂州木頭川への合流点	1.285
第四榑谷川	那賀郡那賀町小島字榑谷34番の1地先	榑谷川への合流点	0.153
第三榑谷川	那賀郡那賀町小島字榑谷34番の1地先	榑谷川への合流点	0.200
第二榑谷川	左岸：那賀郡那賀町小島字榑谷2番地先 右岸：同町小島字榑尾4番地先	榑谷川への合流点	0.083
藤ヶ内谷川	左岸：那賀郡那賀町川成字東畑80番の19地先 右岸：同町川成字フドノ内5番地先	坂州木頭川への合流点	0.100
宮ヶ谷川	左岸：那賀郡那賀町平谷字カゲノ上山9番地先 右岸：同町平谷字上イシ5番地先	那賀川への合流点	1.500
丈ヶ谷川	左岸：那賀郡那賀町丈ヶ谷字榑尾廻り1番の1地先 右岸：同町丈ヶ谷字七浦谷1番の1地先	那賀川への合流点	5.000
成瀬川	左岸：那賀郡那賀町成瀬字内山57番の1地先 右岸：同町成瀬同字20番地先	丈ヶ谷川への合流点	3.900
林谷川	那賀郡那賀町白石字カツラノミゾ16番地先	那賀川への合流点	0.600
海川谷川	左岸：那賀郡那賀町海川字西俣38番地先 右岸：同町海川字東俣76番地先	那賀川への合流点	3.900
出原谷川	左岸：那賀郡那賀町木頭出原字三ツ石31番地先 右岸：同町木頭出原字東50番地先	那賀川への合流点	0.750
南谷川	左岸：那賀郡那賀町木頭折字御朱印谷1番地先 右岸：同町木頭折字湯樋山1番の2地先	那賀川への合流点	16.000

那賀川水系河川整備計画 変更内容等

平成 19 年 6 月

平成 26 年 10 月 (変更)

3. 河川整備計画の目標に関する事項

3. 河川整備計画の目標に関する事項

表-3.1.2(6) 計画対象区間 (徳島県)

表-3.1.2(6) 計画対象区間 (徳島県)

河川名	上流端	下流端	河川延長 (km)
野久保谷川	左岸：那賀郡那賀町木頭折字野久保 谷29番の5地先 右岸：同町木頭折字同字4番地先	南川への合流点	1.000
大谷川	左岸：那賀郡那賀町木頭折字 大谷山10番の2地先 右岸：同町木頭折字同字1番地先	南川への合流点	0.500
棚谷川	左岸：那賀郡那賀町木頭折字 棚谷65番地先 右岸：同町木頭折字棚谷向19番地	那賀川への合流点	2.500
折字谷川	左岸：那賀郡那賀町木頭折字 松ノゴミ2番地先 右岸：同町木頭折字折字谷54 番地先	那賀川への合流点	1.600
久井谷川	左岸：那賀郡那賀町木頭北川字大地平 50番地先 右岸：同町木頭北川字下モ伴146番地 先	那賀川への合流点	0.600
船谷川	左岸：那賀郡那賀町木頭北川字 船谷85番地先 右岸：同町木頭北川同字41番地先	那賀川への合流点	0.800
河川計			308.437

河川名	上流端	下流端	河川延長 (km)
野久保谷川	左岸：那賀郡那賀町木頭折字野久保 谷29番の5地先 右岸：同町木頭折字同字4番地先	南川への合流点	1.000
大谷川	左岸：那賀郡那賀町木頭折字 大谷山10番の2地先 右岸：同町木頭折字同字1番地先	南川への合流点	0.500
棚谷川	左岸：那賀郡那賀町木頭折字 棚谷65番地先 右岸：同町木頭折字棚谷向19番地	那賀川への合流点	2.500
折字谷川	左岸：那賀郡那賀町木頭折字 松ノゴミ2番地先 右岸：同町木頭折字折字谷54 番地先	那賀川への合流点	1.600
久井谷川	左岸：那賀郡那賀町木頭北川字大地平 50番地先 右岸：同町木頭北川字下モ伴146番地 先	那賀川への合流点	0.600
船谷川	左岸：那賀郡那賀町木頭北川字 船谷85番地先 右岸：同町木頭北川同字41番地先	那賀川への合流点	0.800
河川計			308.437

平成 19 年 6 月

3. 河川整備計画の目標に関する事項

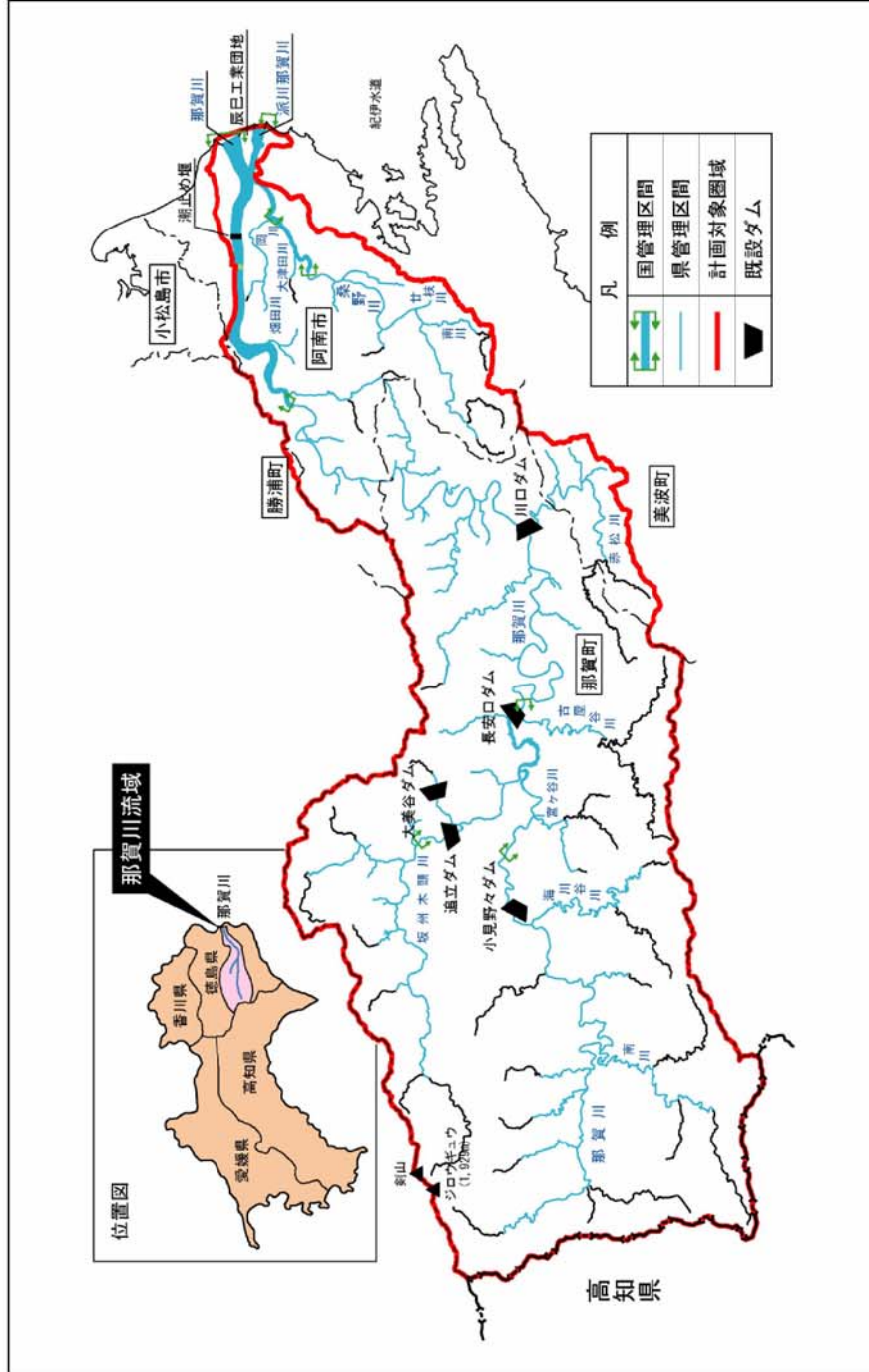


図-3.1.1 河川整備計画の対象領域

平成 26 年 10 月 (変更)

3. 河川整備計画の目標に関する事項

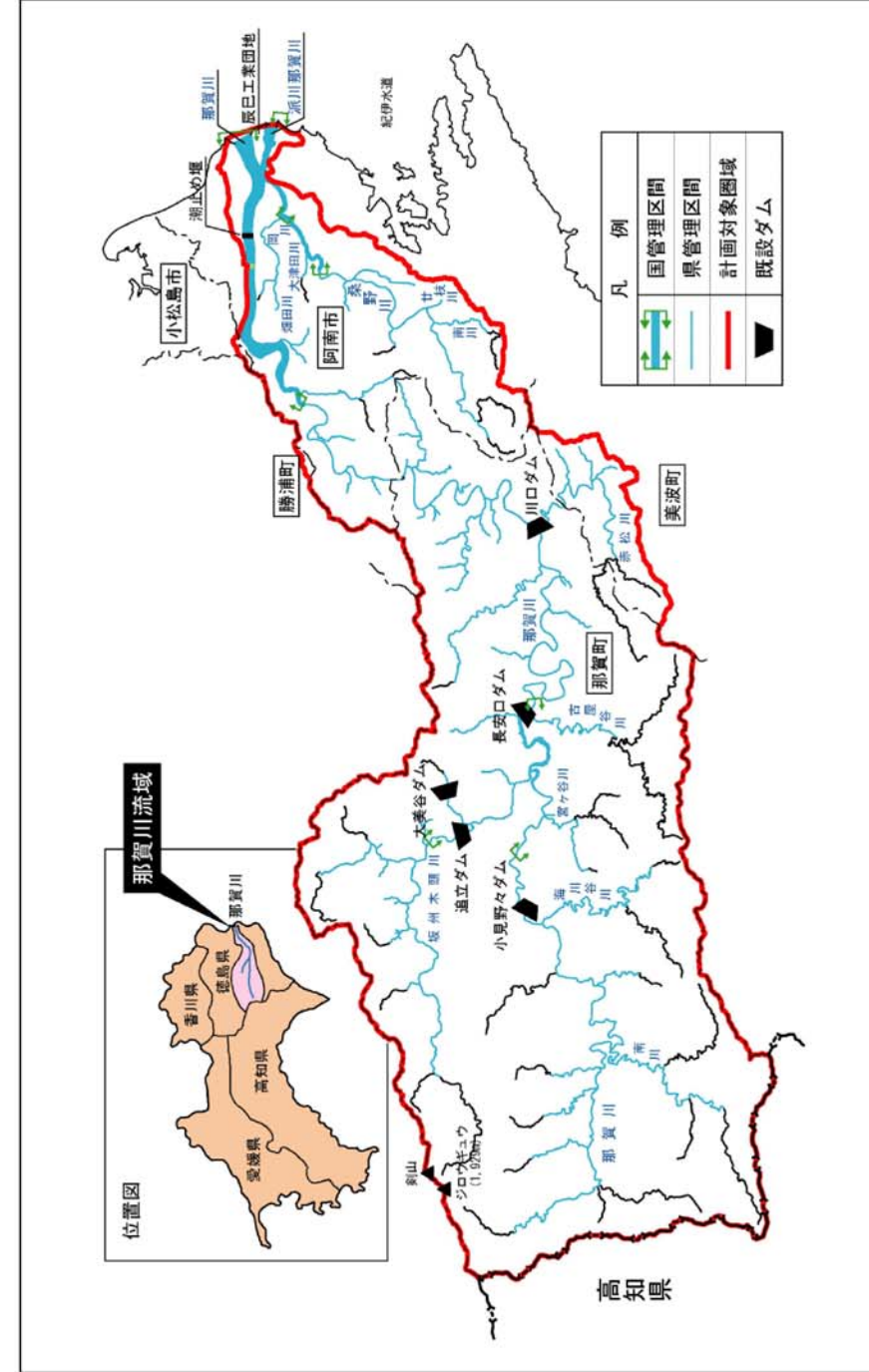


図-3.1.1 河川整備計画の対象領域



平成 19 年 6 月

平成 26 年 10 月 (変更)

3. 河川整備計画の目標に関する事項

3. 河川整備計画の目標に関する事項

3-2 河川整備計画の対象期間等

本整備計画は、那賀川水系河川整備基本方針に基づき、那賀川の総合的な管理が確保できるよう河川整備の目標及び実施に関する事項を定めるものである。その対象期間は概ね30年とする。

本整備計画は、これまでの災害の発生状況、現時点の課題や河道状況等に基づき策定するものであり、河川整備の進捗、河川状況の変化、新たな知見、技術的進歩、社会経済の変化等に合わせ、必要な見直しを行うものとする。

3-2 河川整備計画の対象期間等

本整備計画は、那賀川水系河川整備基本方針に基づき、那賀川の総合的な管理が確保できるよう河川整備の目標及び実施に関する事項を定めるものである。その対象期間は、概ね**20年間**とする。

本整備計画は、これまでの災害の発生状況、現時点の課題や河道状況等に基づき策定するものであり、河川整備の進捗、河川状況の変化、新たな知見、技術的進歩、社会経済の変化等に合わせ、必要な見直しを行うものとする。

3-3 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標

3-3 洪水、**津波**、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標

(1) 那賀川【国管理区間】

(1) 那賀川【国管理区間】

1) 洪水を安全に流下させるための対応

1) 洪水を安全に流下させるための対応

本整備計画においては、戦後最大流量を記録し甚大な浸水被害を発生させた昭和25年9月洪水（ジェーン台風）と同規模の洪水を安全に流下させることを目標として、基準地点古庄における目標流量は9,000m<sup>3</sup>/sとする。このうち既設長安口ダムの改造により500m<sup>3</sup>/sを調節することによって、河道への配分流量を8,500m<sup>3</sup>/sとする。

本整備計画においては、戦後最大流量を記録し甚大な浸水被害を発生させた昭和25年9月洪水（ジェーン台風）と同規模の洪水を安全に流下させることを目標として、基準地点古庄における目標流量は9,000m<sup>3</sup>/sとする。このうち既設長安口ダムの改造により500m<sup>3</sup>/sを調節することによって、河道への配分流量を8,500m<sup>3</sup>/sとする。

この流量を安全に流下させるため、無堤地区の築堤、掘削等の事業を行い、本川のはん濫による浸水被害を防止する。

この流量を安全に流下させるため、無堤地区の**堤防の整備、河道の掘削**等の事業を行い、本川のはん濫による浸水被害を防止する。

表-3.3.1 河川整備において目標とする流量

表-3.3.1 河川整備において目標とする流量

河川名	基準地点	目標流量 (m <sup>3</sup> /s)	既設ダムによる 洪水調節流量 (m <sup>3</sup> /s)	河道整備流量 (河道の整備で 対応する流量) (m <sup>3</sup> /s)
那賀川	古庄	9,000	500	8,500

河川名	基準地点	目標流量 (m <sup>3</sup> /s)	既設ダムによる 洪水調節流量 (m <sup>3</sup> /s)	河道整備流量 (河道の整備で 対応する流量) (m <sup>3</sup> /s)
那賀川	古庄	9,000	500	8,500

2) 局所洗堀への対応

堤防整備区間において、交互砂州の影響等により、堤脚部の局所洗堀が懸念される区間については、危険性の解消に向けた堤防補強等を実施することにより、堤防の決壊（破堤）等重大災害を未然に防ぐ。

2) 局所洗堀への対応

堤防の整備区間において、交互砂州の影響等により、堤脚部の局所洗堀が懸念される区間については、危険性の解消に向けた堤防補強等を実施することにより、堤防の決壊（破堤）等重大災害を未然に防ぐ。

3) 堤防漏水への対応

堤防整備区間において、河川水等の堤防への浸透に対して著しく安全性が低い区間については、危険性の解消に向けた堤防補強等を実施することにより、堤防の決壊（破堤）等重大災害を未然に防ぐ。

3) **堤防の浸透**への対応

堤防の整備区間において、河川水等の堤防への浸透に対して著しく安全性が低い区間については、危険性の解消に向けた堤防補強等を実施することにより、堤防の決壊（破堤）等重大災害を未然に防ぐ。

4) 内水はん濫への対応

内水（排水できずにはん濫した水）はん濫への対応としては、家屋浸水被害が著し

平成 19 年 6 月	平成 26 年 10 月 (変更)
<p data-bbox="368 331 617 352">3. 河川整備計画の目標に関する事項</p> <p data-bbox="403 394 635 415">4) 内水はん濫への対応</p> <p data-bbox="403 428 1270 630">内水（排水できずにはん濫した水）はん濫への対応としては、家屋浸水被害が著しい地区について、必要な内水対策を行い、床上浸水被害を解消する。また、内水被害の軽減及び拡大防止のためには、流域からの流出抑制や低地への家屋進出抑制等が必要であるため、ハザードマップの公表、水害展による啓発活動等のソフト対策を地元自治体と連携して積極的に行うことにより内水被害を軽減する。既設排水ポンプ場（排水機場）等については、適正に補修等を行い機能を維持する。</p> <p data-bbox="403 676 724 697">5) 大規模地震・津波等への対応</p> <p data-bbox="403 709 1270 844">東南海・南海地震による損傷・機能低下等に伴い、地震発生後に来襲する津波や洪水によって浸水被害が発生するおそれのある河口部の国管理排水門（樋門）等の河川管理施設について、必要な対策を実施するとともに、昭和36年9月に来襲した第二室戸台風規模の河道内侵入波浪による越波被害を防止する。</p> <p data-bbox="403 890 617 911">6) 危機管理への対応</p> <p data-bbox="403 924 1270 1020">市町が作成するハザードマップ作成への技術的支援や、自治体との防災情報の共有を目的とした施設の整備、防災訓練等、必要な対策を実施することにより、施設能力以上の洪水・地震等が発生した場合においても被害を軽減する。</p> <p data-bbox="783 1780 854 1801">- 88 -</p>	<p data-bbox="2338 331 2588 352">3. 河川整備計画の目標に関する事項</p> <p data-bbox="1733 394 2588 558">い地区について、必要な内水対策を行い、床上浸水被害を解消する。また、内水被害の軽減及び拡大防止のためには、流域からの流出抑制や低地への家屋進出抑制等が必要であるため、ハザードマップの公表、水害展による啓発活動等のソフト対策を地元自治体と連携して積極的に行うことにより内水被害を軽減する。既設排水ポンプ場（排水機場）等については、適正に補修等を行い機能を維持する。</p> <p data-bbox="1733 604 2053 625">5) 大規模地震・津波等への対応</p> <p data-bbox="1733 638 2588 772">大規模地震による損傷・機能低下等に伴い、地震発生後に来襲する津波や洪水によって浸水被害が発生するおそれのある河口部の国管理排水門（樋門）等の河川管理施設について、必要な対策を実施するとともに、昭和36年9月に来襲した第二室戸台風規模の河道内侵入波浪による越波被害を防止する。</p> <p data-bbox="1733 785 2588 949">津波対策については、二つのレベルの津波を想定することとしており、一つは、発生頻度は極めて低いものの発生すれば甚大な被害をもたらす津波であり、「最大クラスの津波」と称している。もう一つは、河川管理施設等の整備を行う上で想定する津波であり、最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波であり、「施設計画上の津波」と称している。</p> <p data-bbox="1733 961 2588 1087">那賀川においては、施設計画上の津波に対して必要な堤防高を確保するとともに、当該地点において最大級の強さを持つ地震動に対して堤防や水門等の河川管理施設に必要な機能を確保し、施設計画上の津波に対して、海岸における防御と一体となって浸水被害の防止を図る。</p> <p data-bbox="1733 1100 2588 1163">なお、最大クラスの津波に対しては、関係機関と連携して危機管理体制等の強化を図り、浸水被害の軽減に努める。</p> <p data-bbox="1733 1209 1893 1230">6) 危機管理対策</p> <p data-bbox="1733 1243 2588 1339">市町が作成するハザードマップ作成への技術的支援や、自治体との防災情報の共有を目的とした施設の整備、防災訓練等、必要な対策を実施することにより、施設能力以上の洪水・地震等が発生した場合においても被害を軽減する。</p> <p data-bbox="1733 1386 1935 1407">7) 総合的な土砂管理</p> <p data-bbox="1733 1419 2588 1621">那賀川流域では、ダム貯水池における堆砂の進行、河道におけるレキ河原の減少や局所洗掘及び樹林化の進行、海岸における海岸侵食等の課題に対応するために、関係機関が連携して土砂の流れの改善に取り組むとともに、自然の営力による土砂移動を適切に評価し、関係機関の役割分担のもと土砂動態の把握に向けた調査・研究、モニタリングを継続的に実施し、情報共有を図ることにより、流域における流砂系の健全化に向け、総合的な土砂管理を推進する。</p> <p data-bbox="2113 1780 2184 1801">- 93 -</p>

平成 19 年 6 月

平成 26 年 10 月 (変更)

3. 河川整備計画の目標に関する事項

3. 河川整備計画の目標に関する事項

(2) 桑野川【国管理区間】

(2) 桑野川【国管理区間】

1) 洪水を安全に流下させるための対応

1) 洪水を安全に流下させるための対応

本整備計画においては、戦後最大流量を記録し甚大な浸水被害を発生させた平成11年6月洪水（梅雨前線）と同規模の洪水を安全に流下させることを目標として、基準地点大原における目標流量は950m<sup>3</sup>/sとする。

本整備計画においては、戦後最大流量を記録し甚大な浸水被害を発生させた平成11年6月洪水（梅雨前線）と同規模の洪水を安全に流下させることを目標として、基準地点大原における目標流量は950m<sup>3</sup>/sとする。

この流量を安全に流下させるため、無堤地区の築堤、掘削の事業等を行い、本川のはん濫による浸水被害を防止する。

この流量を安全に流下させるため、無堤地区の築堤、掘削の事業等を行い、本川のはん濫による浸水被害を防止する。

表-3.3.2 河川整備において目標とする流量

表-3.3.2 河川整備において目標とする流量

河川名	基準地点	目標流量 (m <sup>3</sup> /s)	既設ダムによる 洪水調節流量 (m <sup>3</sup> /s)	河道整備流量 (河道の整備で 対応する流量) (m <sup>3</sup> /s)
派川那賀川及び桑野川	大原	950	—	950

河川名	基準地点	目標流量 (m <sup>3</sup> /s)	既設ダムによる 洪水調節流量 (m <sup>3</sup> /s)	河道整備流量 (河道の整備で 対応する流量) (m <sup>3</sup> /s)
派川那賀川及び桑野川	大原	950	—	950

2) 堤防漏水・侵食への対応

2) 堤防の浸透・侵食への対応

堤防整備区間において、河川水等の浸透・侵食に対して安全性が低い区間については、危険性の解消に向けた堤防補強等を実施することにより、堤防の決壊（破堤）等重大災害を未然に防ぐ。

堤防の整備区間において、河川水等の浸透・侵食に対して安全性が低い区間については、危険性の解消に向けた堤防補強等を実施することにより、堤防の決壊（破堤）等重大災害を未然に防ぐ。

3) 内水はん濫への対応

3) 内水はん濫への対応

内水（排水できずにはん濫した水）はん濫への対応としては、家屋浸水被害が著しい地区について、必要な内水対策を行い、床上浸水被害を解消する。また、内水被害の軽減及び拡大防止のためには、流域からの流出抑制や低地への家屋進出抑制等が必要であるため、ハザードマップの公表、水害展による啓発活動等のソフト対策を地元自治体と連携して積極的に行うことにより内水被害を軽減する。既設排水ポンプ場（排水機場）等については、適正に補修等を行い機能を維持する。

内水（排水できずにはん濫した水）はん濫への対応としては、家屋浸水被害が著しい地区について、必要な内水対策を行い、床上浸水被害を解消する。また、内水被害の軽減及び拡大防止のためには、流域からの流出抑制や低地への家屋進出抑制等が必要であるため、ハザードマップの公表、水害展による啓発活動等のソフト対策を地元自治体と連携して積極的に行うことにより内水被害を軽減する。既設排水ポンプ場（排水機場）等については、適正に補修等を行い機能を維持する。

4) 大規模地震・津波等への対応

4) 大規模地震・津波等への対応

東南海・南海地震による損傷・機能低下等に伴い、地震発生後に来襲する津波や洪水によって浸水被害が発生するおそれのある河口部の国管理排水門（樋門）等の河川管理施設について、必要な対策を実施するとともに、昭和36年9月に来襲した第二室戸台風規模の河道内侵入波浪による越波被害を防止する。

大規模地震による損傷・機能低下等に伴い、地震発生後に来襲する津波や洪水によって浸水被害が発生するおそれのある河口部の国管理排水門（樋門）等の河川管理施設について、必要な対策を実施するとともに、昭和36年9月に来襲した第二室戸台風規模の河道内侵入波浪による越波被害を防止する。

5) 危機管理への対応

津波対策については、二つのレベルの津波を想定することとしており、一つは、発生頻度は極めて低いものの発生すれば甚大な被害をもたらす津波であり、「最大クラスの津波」と称している。もう一つは、河川管理施設等の整備を行う上で想定する津波であり、最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波であり、「施設計画上の津波」と称して

市町が作成するハザードマップ作成への技術的支援や、自治体との防災情報の共有を目的とした施設の整備、防災訓練等、必要な対策を実施することにより、施設能力以上の洪水・地震等が発生した場合においても被害を軽減する。

平成 19 年 6 月

平成 26 年 10 月 (変更)

3. 河川整備計画の目標に関する事項

3. 河川整備計画の目標に関する事項

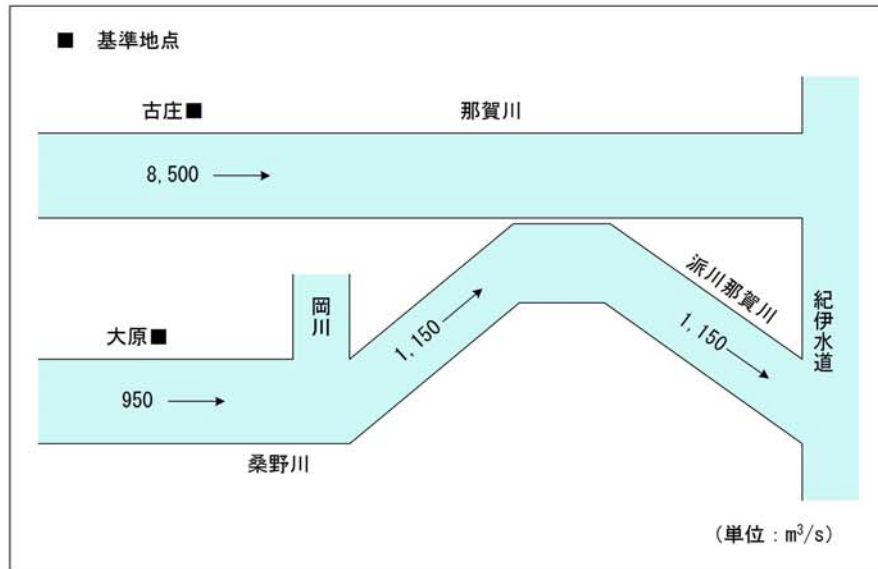


図-3.3.1 河道整備流量配分図 (国管理区間)

いる。

桑野川においては、施設計画上の津波に対して必要な堤防高を確保するとともに、当該地点において最大級の強さを持つ地震動に対して堤防や水門等の河川管理施設に必要な機能を確認し、施設計画上の津波に対して、海岸における防御と一体となって浸水被害の防止を図る。

なお、最大クラスの津波に対しては、関係機関と連携して危機管理体制等の強化を図り、浸水被害の軽減に努める。

5) 危機管理対策

市町が作成するハザードマップ作成への技術的支援や、自治体との防災情報の共有を目的とした施設の整備、防災訓練等、必要な対策を実施することにより、施設能力以上の洪水・地震等が発生した場合においても被害を軽減する。

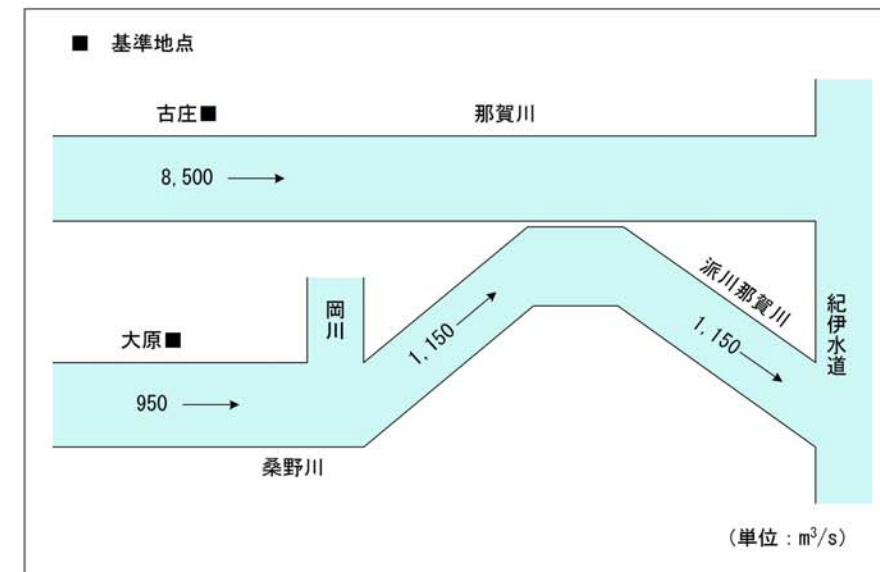


図-3.3.1 河道整備流量配分図 (国管理区間)

平成 19 年 6 月

平成 26 年 10 月 (変更)

3. 河川整備計画の目標に関する事項

3. 河川整備計画の目標に関する事項

(3) 那賀川【徳島県管理区間】

(3) 那賀川【徳島県管理区間】

(3-1) 那賀川

(3-1) 那賀川

1) 洪水を安全に流下させるための対応

1) 洪水を安全に流下させるための対応

和食地区においては、国管理区間と同様に昭和25年9月洪水（ジェーン台風）と同規模の洪水から浸水被害を軽減することを目標として、基準地点和食(県)における河道整備流量は8,200m<sup>3</sup>/sとする。

和食地区においては、国管理区間と同様に昭和25年9月洪水（ジェーン台風）と同規模の洪水から浸水被害を軽減することを目標として、基準地点和食(県)における河道整備流量は8,200m<sup>3</sup>/sとする。

この流量から浸水被害を軽減するため、浸水防止施設等の事業を行う。

この流量から浸水被害を軽減するため、浸水防止施設等の事業を行う。

十八女地区、水井地区及び土佐地区においても河道整備流量は8,200m<sup>3</sup>/sとし、この流量から浸水被害を軽減するため、輪中堤、宅地嵩上げ等の事業を行う。

十八女地区、水井地区及び土佐地区においても河道整備流量は8,200m<sup>3</sup>/sとし、この流量から浸水被害を軽減するため、輪中堤、宅地嵩上げ等の事業を行う。

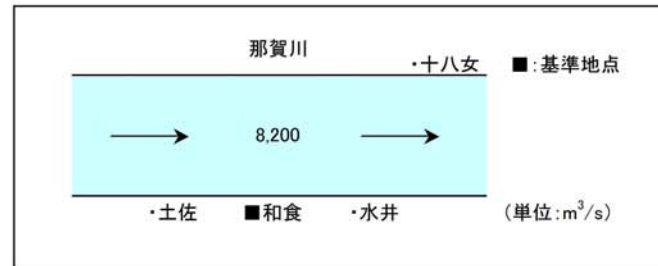


図-3.3.2 和食地区流量配分図

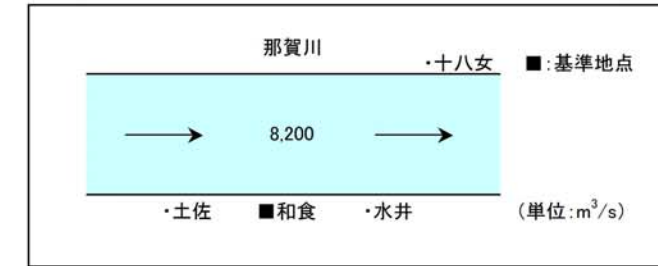


図-3.3.2 和食地区流量配分図

出原地区においては、概ね10年に1回程度発生する洪水を安全に流下させることを目標として、基準地点出原における目標流量は2,100m<sup>3</sup>/sとする。この流量を安全に流下させるため、堤防の整備、河床の整正等の事業を行い、本川のはん濫による浸水被害を防止する。

出原地区においては、概ね10年に1回程度発生する洪水を安全に流下させることを目標として、基準地点出原における目標流量は2,100m<sup>3</sup>/sとする。この流量を安全に流下させるため、堤防の整備、河床の整正等の事業を行い、本川のはん濫による浸水被害を防止する。



図-3.3.3 出原地区流量配分図



図-3.3.3 出原地区流量配分図

平成 19 年 6 月

平成 26 年 10 月 (変更)

3. 河川整備計画の目標に関する事項

3. 河川整備計画の目標に関する事項

(3-2) 宮ヶ谷川

(3-2) 宮ヶ谷川

1) 洪水を安全に流下させるための対応

1) 洪水を安全に流下させるための対応

宮ヶ谷川においては、概ね30年に1回程度発生する洪水を安全に流下させることを目標として、基準地点那賀川合流点における目標流量は50m<sup>3</sup>/sとする。この流量を安全に流下させるため、堤防の整備、河道の掘削等の事業を行い、本川のはん濫による浸水被害を防止する。

宮ヶ谷川においては、概ね30年に1回程度発生する洪水を安全に流下させることを目標として、基準地点那賀川合流点における目標流量は50m<sup>3</sup>/sとする。この流量を安全に流下させるため、**河道の整備・宅地嵩上げ**等の事業を行い、本川のはん濫による浸水被害を防止する。

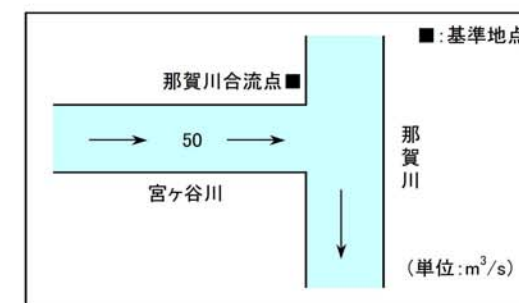
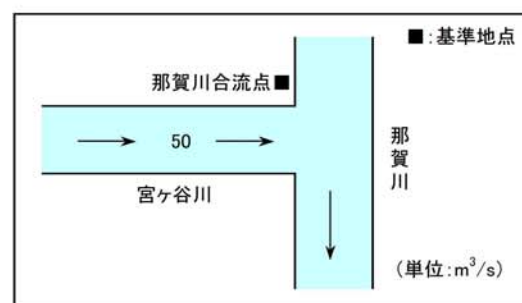


図-3.3.4 宮ヶ谷川流量配分図

図-3.3.4 宮ヶ谷川流量配分図

(3-3) 出島川

1) 大規模地震・津波等への対応

大規模地震による損傷・機能低下等に伴い、地震発生後に来襲する津波や洪水によって浸水被害が発生するおそれのある河口部の県管理排水門（樋門）等の河川管理施設について、必要な対策を実施する。

出島川では、河口部の水門において最大級の強さを持つ地震動に対して必要な機能を確保し、施設計画上の津波に対して、浸水被害の防止を図る。

平成 19 年 6 月

3. 河川整備計画の目標に関する事項

(4) 桑野川【徳島県管理区間】

(4-1) 桑野川

1) 洪水を安全に流下させるための対応

桑野川においては、概ね50年に1回程度発生する洪水を安全に流下させることを目標として、基準地点大原（県）における目標流量は900m<sup>3</sup>/sとする。この流量を安全に流下させるため、堤防の整備、河道の掘削等の事業を行い、本川のはん濫による浸水被害を防止する。

2) 堤防漏水・侵食への対応

堤防整備済区間において、河川水等の浸透・侵食に対して安全性が低い区間については、危険性の解消に向けた所要の堤防補強等を実施することにより、堤防の決壊（破堤）等重大災害を未然に防ぐ。

3) 内水はん濫への対応

内水（排水できずにはん濫した水）はん濫への対応としては、家屋浸水被害が著しい地区について、必要な内水対策を行い、床上浸水被害を解消する。また、内水被害の軽減及び拡大防止のためには、流域からの流出抑制や低地への家屋進出抑制等が必要であるため、ハザードマップの公表、啓発活動等のソフト対策を地元自治体と連携を図りながら行う。また、既設排水ポンプ場（排水機場）等については、適正に補修等を行い機能を維持する。

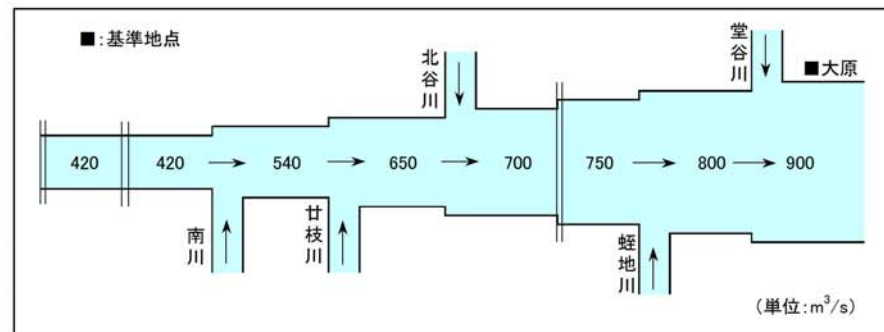


図-3.3.5 桑野川流量配分図 (徳島県管理区間)

平成 26 年 10 月 (変更)

3. 河川整備計画の目標に関する事項

(4) 桑野川【徳島県管理区間】

(4-1) 桑野川

1) 洪水を安全に流下させるための対応

桑野川においては、概ね50年に1回程度発生する洪水を安全に流下させることを目標として、基準地点大原（県）における目標流量は900m<sup>3</sup>/sとする。この流量を安全に流下させるため、堤防の整備、河道の掘削等の事業を行い、本川のはん濫による浸水被害を防止する。

2) 堤防の浸透・侵食への対応

堤防の整備済区間において、河川水等の浸透・侵食に対して安全性が低い区間については、危険性の解消に向けた所要の堤防補強等を実施することにより、堤防の決壊（破堤）等重大災害を未然に防ぐ。

3) 内水はん濫への対応

内水（排水できずにはん濫した水）はん濫への対応としては、家屋浸水被害が著しい地区について、必要な内水対策を行い、床上浸水被害を解消する。また、内水被害の軽減及び拡大防止のためには、流域からの流出抑制や低地への家屋進出抑制等が必要であるため、ハザードマップの公表、啓発活動等のソフト対策を地元自治体と連携を図りながら行う。また、既設排水ポンプ場（排水機場）等については、適正に補修等を行い機能を維持する。

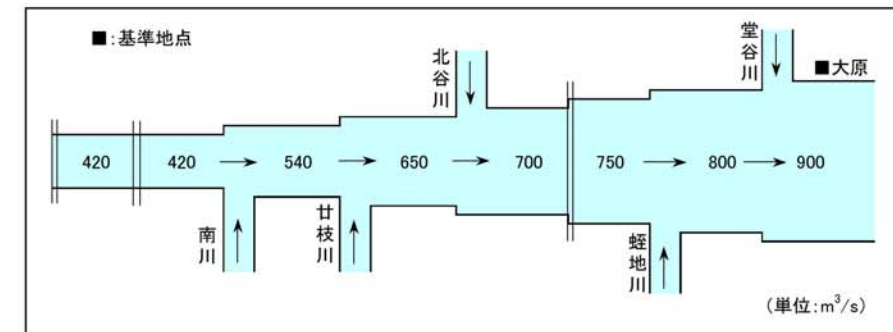


図-3.3.5 桑野川流量配分図 (徳島県管理区間)

平成 19 年 6 月

平成 26 年 10 月 (変更)

3. 河川整備計画の目標に関する事項

3. 河川整備計画の目標に関する事項

(4-2) 岡川

(4-2) 岡川

1) 洪水を安全に流下させるための対応

1) 洪水を安全に流下させるための対応

岡川においては、概ね30年に1回程度発生する洪水を安全に流下させることを目標として、基準地点文化橋における目標流量は150m<sup>3</sup>/sとする。この流量を安全に流下させるため、堤防の整備、河道の掘削等の事業を行い、本川のはん濫による浸水被害を防止する。

岡川においては、概ね30年に1回程度発生する洪水を安全に流下させることを目標として、基準地点文化橋における目標流量は150m<sup>3</sup>/sとする。この流量を安全に流下させるため、堤防の整備、河道の掘削等の事業を行い、本川のはん濫による浸水被害を防止する。

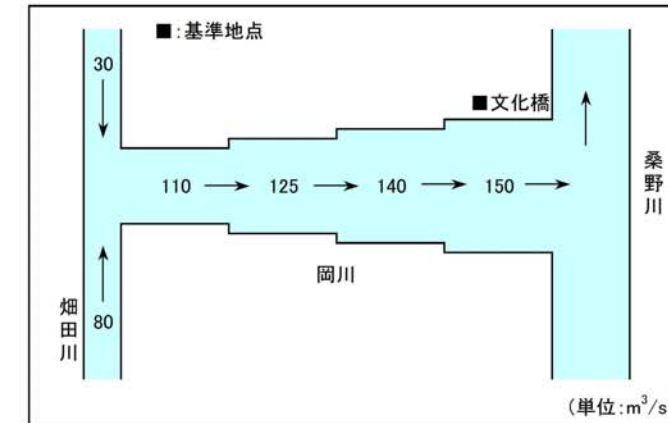
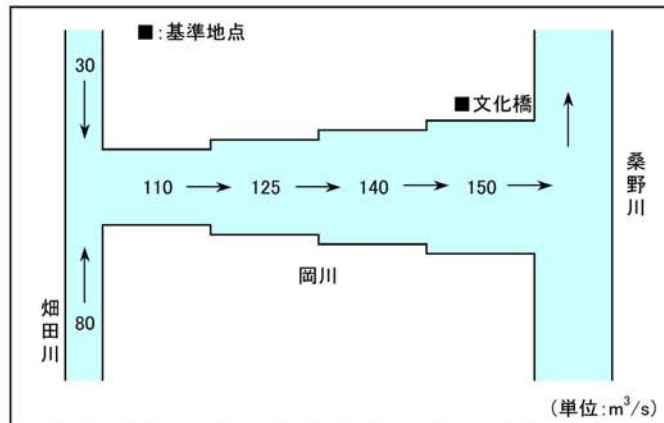


図-3.3.6 岡川流量配分図

図-3.3.6 岡川流量配分図

(4-3) 畑田川

(4-3) 畑田川

1) 洪水を安全に流下させるための対応

1) 洪水を安全に流下させるための対応

畑田川においては、概ね30年に1回程度発生する洪水を安全に流下させることを目標として、基準地点岡川合流点における目標流量は80m<sup>3</sup>/sとする。この流量を安全に流下させるため、堤防の整備、河道の掘削等の事業を行い、本川のはん濫による浸水被害を防止する。

畑田川においては、概ね30年に1回程度発生する洪水を安全に流下させることを目標として、基準地点岡川合流点における目標流量は80m<sup>3</sup>/sとする。この流量を安全に流下させるため、堤防の整備、河道の掘削等の事業を行い、本川のはん濫による浸水被害を防止する。

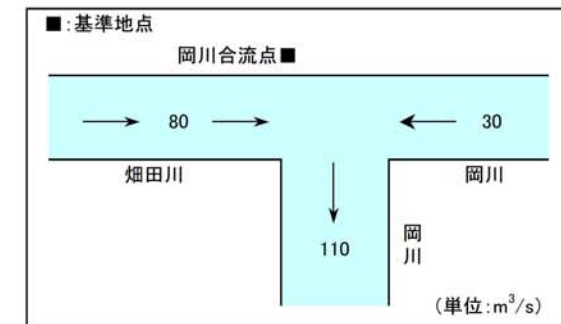
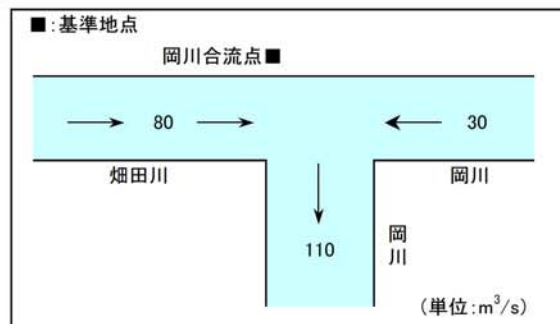


図-3.3.7 畑田川流量配分図

図-3.3.7 畑田川流量配分図



平成 19 年 6 月

3. 河川整備計画の目標に関する事項

(4-4) 大津田川

1) 洪水を安全に流下させるための対応

大津田川においては、概ね30年に1回程度発生する洪水を安全に流下させることを将来目標として、基準地点大津田川樋門における将来目標流量は90m<sup>3</sup>/sとする。しかしながら、大津田川は内水河川であることや、大津田川樋門の流下能力を考慮し、概ね5年に1回程度発生する洪水を安全に流下させることを当面の整備目標として、基準地点大津田川樋門における整備目標流量は50m<sup>3</sup>/sとする。この流量を安全に流下させるため、河道の掘削等の事業を行い、本川のはん濫による浸水被害を防止する。

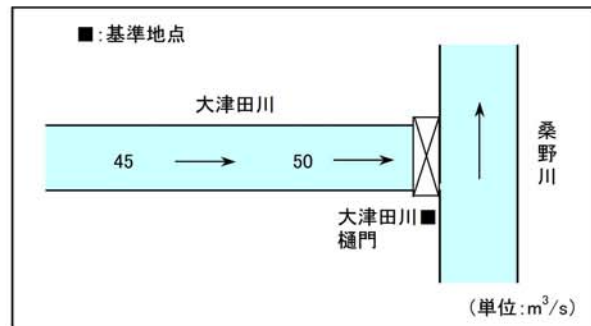


図-3.3.8 大津田川流量配分図

(4-5) 廿枝川

1) 洪水を安全に流下させるための対応

廿枝川においては、概ね30年に1回程度発生する洪水を安全に流下させることを目標として、基準地点桑野川合流点における目標流量は50m<sup>3</sup>/sとする。この流量を安全に流下させるため、河道の掘削等の事業を行い、本川のはん濫による浸水被害を防止する。

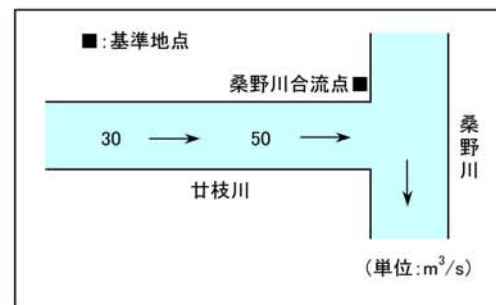


図-3.3.9 廿枝川流量配分図

平成 26 年 10 月 (変更)

3. 河川整備計画の目標に関する事項

(4-4) 大津田川

1) 洪水を安全に流下させるための対応

大津田川においては、概ね30年に1回程度発生する洪水を安全に流下させることを将来目標として、基準地点大津田川樋門における将来目標流量は90m<sup>3</sup>/sとする。しかしながら、大津田川は内水河川であることや、大津田川樋門の流下能力を考慮し、概ね5年に1回程度発生する洪水を安全に流下させることを当面の整備目標として、基準地点大津田川樋門における整備目標流量は50m<sup>3</sup>/sとする。この流量を安全に流下させるため、河道の掘削等の事業を行い、本川のはん濫による浸水被害を防止する。

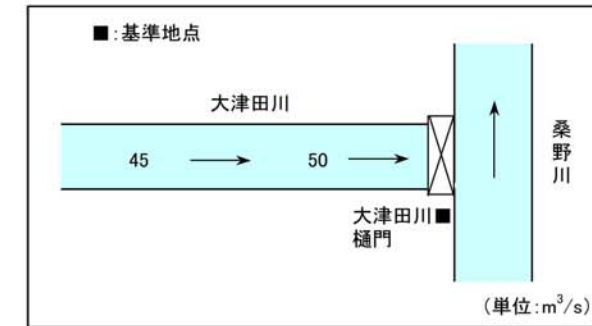


図-3.3.8 大津田川流量配分図

(4-5) 廿枝川

1) 洪水を安全に流下させるための対応

廿枝川においては、概ね30年に1回程度発生する洪水を安全に流下させることを目標として、基準地点桑野川合流点における目標流量は50m<sup>3</sup>/sとする。この流量を安全に流下させるため、河道の掘削等の事業を行い、本川のはん濫による浸水被害を防止する。

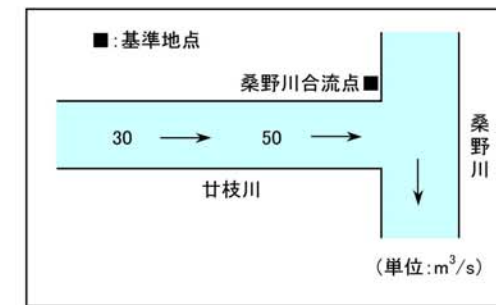


図-3.3.9 廿枝川流量配分図

平成 19 年 6 月

平成 26 年 10 月 (変更)

3. 河川整備計画の目標に関する事項

3. 河川整備計画の目標に関する事項

(4-6) 南川

(4-6) 南川

1) 洪水を安全に流下させるための対応

1) 洪水を安全に流下させるための対応

南川においては、概ね30年に1回程度発生する洪水を安全に流下させることを目標として、基準地点桑野川合流点における目標流量は120m<sup>3</sup>/sとする。この流量を安全に流下させるため、河道の掘削等の事業を行い、本川のはん濫による浸水被害を防止する。

南川においては、概ね30年に1回程度発生する洪水を安全に流下させることを目標として、基準地点桑野川合流点における目標流量は120m<sup>3</sup>/sとする。この流量を安全に流下させるため、河道の掘削等の事業を行い、本川のはん濫による浸水被害を防止する。

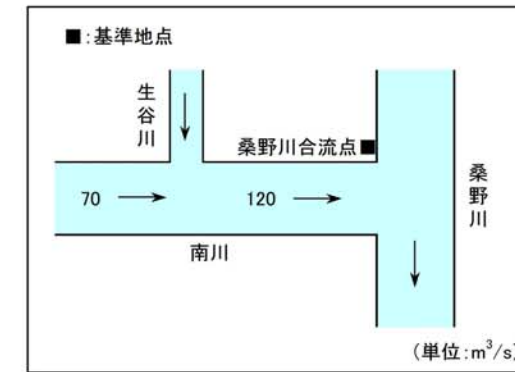
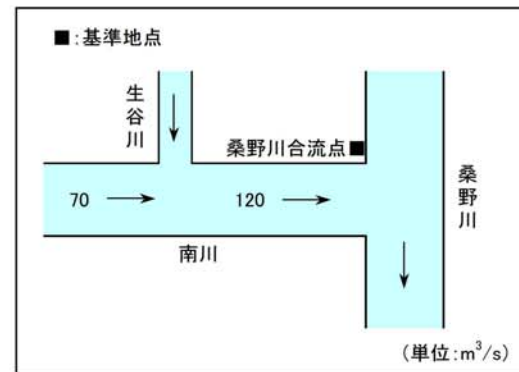


図-3.3.10 南川流量配分図

図-3.3.10 南川流量配分図

表-3.3.3 河川整備において目標とする流量

表-3.3.3 河川整備において目標とする流量

河川名	基準地点	目標流量 (m <sup>3</sup> /s)	既設ダムによる洪水調節流量 (m <sup>3</sup> /s)	河道整備流量 (河道の整備で対応する流量) (m <sup>3</sup> /s)
那賀川	和食(県)	9,000	800	8,200
那賀川	出原	2,100	—	2,100
宮ヶ谷川	那賀川合流点	50	—	50
桑野川	大原(県)	900	—	900
岡川	文化橋	150	—	150
畑田川	岡川合流点	80	—	80
大津田川	大津田川樋門	50	—	50
廿枝川	桑野川合流点	50	—	50
南川	桑野川合流点	120	—	120

河川名	基準地点	目標流量 (m <sup>3</sup> /s)	既設ダムによる洪水調節流量 (m <sup>3</sup> /s)	河道整備流量 (河道の整備で対応する流量) (m <sup>3</sup> /s)
那賀川	和食(県)	9,000	800	8,200
那賀川	出原	2,100	—	2,100
宮ヶ谷川	那賀川合流点	50	—	50
桑野川	大原(県)	900	—	900
岡川	文化橋	150	—	150
畑田川	岡川合流点	80	—	80
大津田川	大津田川樋門	50	—	50
廿枝川	桑野川合流点	50	—	50
南川	桑野川合流点	120	—	120

平成 19 年 6 月

3. 河川整備計画の目標に関する事項

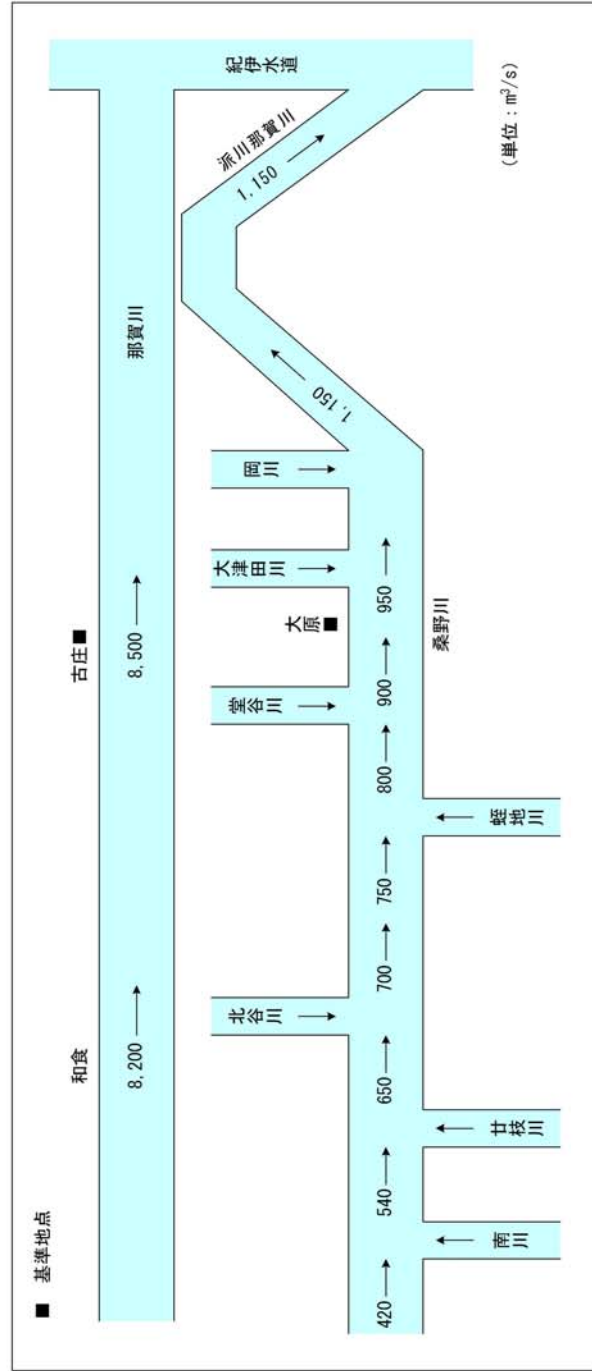


図-3.3.11 那賀川・桑野川河道整備流量配分図 (国管理区間～徳島県管理区間)

平成 26 年 10 月 (変更)

3. 河川整備計画の目標に関する事項

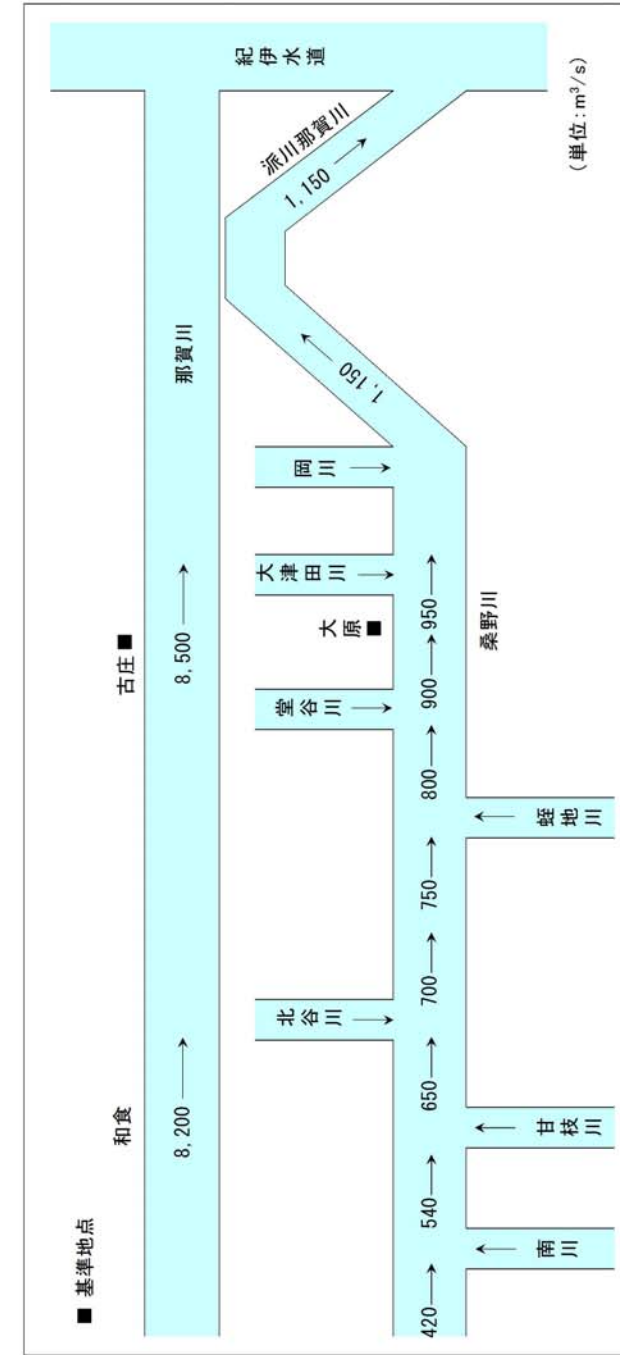


図-3.3.11 那賀川・桑野川河道整備流量配分図 (国管理区間～徳島県管理区間)

平成 19 年 6 月	平成 26 年 10 月 (変更)
<p data-bbox="368 331 623 352">3. 河川整備計画の目標に関する事項</p> <p data-bbox="379 394 1032 415">3-4 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標</p> <p data-bbox="391 428 688 449">(1) 流水の正常な機能の維持</p> <p data-bbox="403 462 1270 558">那賀川水系河川整備基本方針に基づき、河川流量との関わりが深い、動植物の生息・生育、良好な水質の確保等、流水の正常な機能を維持するため、必要な流量としては、和食地点において、かんがい期最大32m<sup>3</sup>/s、非かんがい期最大14m<sup>3</sup>/sとする。</p> <p data-bbox="391 604 641 625">(2) 河川水の適正な利用</p> <p data-bbox="403 638 1270 768">河川水の適正な利用のために、良好な水質についてその維持に努めるとともに、既存の流水の補給施設や分流施設等の河川管理施設の適正な管理を行う。また、渇水時の被害を最小限に抑えるため、関係機関と調整し、節水への啓発の情報提供、情報伝達体制を整備する。</p> <p data-bbox="403 781 1270 877">河川維持流量及び農業・工業用水等の安定供給を可能にするよう努め、利水安全度を現況約1/3～1/4から約1/7（昭和38年～平成17年までの43年間の補給計算）に向上させる。</p> <p data-bbox="391 924 552 945">(3) 水質の保全</p> <p data-bbox="403 957 1270 1125">現在、BOD等の水質環境基準を概ね満足している那賀川・桑野川については、現状の水質を維持するとともに、環境基準（B類型）よりやや高めの値となっている岡川においては、関係機関連携の上、より一層の汚濁負荷源対策等を行う。また、関係機関と連携しながら、地域住民へ水質保全に関する啓発活動を行い、情報を共有化することによって環境基準を守ることを目指す。</p> <p data-bbox="403 1138 1270 1234">長安ロダム放流水の濁水長期化については、発電放流口からのみ放流している平常時において、放流水の水質を改善し、濁りの水質指標である浮遊物質量（SS）の環境基準（25mg/L以下）を守れない日数を1/2程度に低減させる。</p> <p data-bbox="783 1776 860 1797">- 98 -</p>	<p data-bbox="2338 331 2594 352">3. 河川整備計画の目標に関する事項</p> <p data-bbox="1697 394 2350 415">3-4 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標</p> <p data-bbox="1709 428 2006 449">(1) 流水の正常な機能の維持</p> <p data-bbox="1721 462 2588 558">那賀川水系河川整備基本方針に基づき、河川流量との関わりが深い、動植物の生息・生育、良好な水質の確保等、流水の正常な機能を維持するため、必要な流量としては、和食地点において、かんがい期最大32m<sup>3</sup>/s、非かんがい期最大14m<sup>3</sup>/sとする。</p> <p data-bbox="1709 604 1958 625">(2) 河川水の適正な利用</p> <p data-bbox="1721 638 2588 768">河川水の適正な利用のために、良好な水質についてその維持に努めるとともに、既存の流水の補給施設や分流施設等の河川管理施設の適正な管理を行う。また、渇水時の被害を最小限に抑えるため、関係機関と調整し、節水への啓発の情報提供、情報伝達体制を整備する。</p> <p data-bbox="1721 781 2588 877">河川維持流量及び農業・工業用水等の安定供給を可能にするよう努め、利水安全度を現況約1/3～1/4から約1/7（昭和38年～平成17年までの43年間の補給計算）に向上させる。</p> <p data-bbox="1709 924 1869 945">(3) 水質の保全</p> <p data-bbox="1721 957 2588 1125">現在、BOD等の水質環境基準を概ね満足している那賀川・桑野川については、現状の水質を維持するとともに、環境基準（B類型）よりやや高めの値となっている岡川においては、関係機関連携の上、より一層の汚濁負荷源対策等を行う。また、関係機関と連携しながら、地域住民へ水質保全に関する啓発活動を行い、情報を共有化することによって環境基準を守ることを目指す。</p> <p data-bbox="1721 1138 2588 1234">長安ロダム放流水の濁水長期化については、発電放流口からのみ放流している平常時において、放流水の水質を改善し、濁りの水質指標である浮遊物質量（SS）の環境基準（25mg/L以下）を守れない日数を1/2程度に低減させる。</p> <p data-bbox="2101 1776 2178 1797">- 103 -</p>

那賀川水系河川整備計画 変更内容等

平成 19 年 6 月	平成 26 年 10 月 (変更)
<p style="text-align: center;">3. 河川整備計画の目標に関する事項</p> <p>3-5 河川環境の整備と保全に関する目標</p> <p>(1) 動植物の生息・生育に関する目標</p> <p>河川における環境の整備と保全に関しては、河川環境に関する現在の課題を解決することを目的に各種事業を実施するとともに、河川工事の実施においても河川環境に与える影響を最小限に抑えることで、良好な河川環境の保全に努める。また、堰などの河川内許可工作物の改築等に当たっては魚道の改良などにより動植物の生息・生育環境の向上を目指す。</p> <p>1) 那賀川上流域（川口ダム上流）</p> <p>現在有している良好な河川環境の保全に努めるとともに、河川工事の実施においても河川環境に与える影響を最小限に抑える。</p> <p>2) 那賀川中流域（川口ダム～十八女橋）</p> <p>濁水の長期化とレキ河原の減少により、動植物の生息・生育環境に変化を及ぼしていることから、河床状況の変化が魚類等の生息・生育状況に及ぼす影響を把握するとともに、清流と砂レキの復活を目指す。</p> <p>3) 那賀川下流域（十八女橋～潮止め堰）</p> <p>濁水の長期化と砂州の固定化などにより、動植物の生息・生育環境に変化を及ぼしていることから、平瀬の再生と清流の復活を目指す。</p> <p>また、河川内に既に設置される堰などの許可工作物については、魚道を利用している魚類等の生息・生育状況を把握するとともに、現在の魚道が魚類の遡上・降下に障害となっている場合は改善に努める。また、新たな許可工作物の設置・管理においては、魚類等の移動の連続性が確保出来るように配慮することで、豊かな生態系の保全に努める。</p> <p>4) 那賀川汽水域（潮止め堰～河口）</p> <p>現在有している良好な河川環境の保全に努めるとともに、河川工事の実施においても河川環境に与える影響を最小限に抑える。</p> <p>5) 桑野川</p> <p>現在有している河川環境の保全に努めるとともに、河川工事の実施においても河川環境に与える影響を最小限に抑える。</p> <p style="text-align: center;">- 99 -</p>	<p style="text-align: center;">3. 河川整備計画の目標に関する事項</p> <p>3-5 河川環境の整備と保全に関する目標</p> <p>(1) 動植物の生息・生育・繁殖環境に関する目標</p> <p>河川における環境の整備と保全に関しては、河川環境に関する現在の課題を解決することを目的に各種事業を実施するとともに、河川工事の実施においても濁水の発生を極力抑える等河川環境に与える影響を最小限に抑えることで、多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全に努める。</p> <p>また、配慮が必要な箇所については事業着手にあたり、必要に応じて学識者等の助言を得ながらミティゲーション（代償措置・低減措置等）を実施するとともに、継続監視により河川環境の変化を把握し順応的な管理を行うなど、環境特性に応じた対策を実施し、河川環境の保全及び創出に努める。さらに堰などの河川内許可工作物の改築等に当たっては魚道の改良などにより、多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の向上を目指す。</p> <p>1) 那賀川上流域（川口ダム上流）</p> <p>現在有している多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全、特定外来生物の生息・生育地の拡大防止に努めるとともに、河川工事の実施においても河川環境に与える影響を最小限に抑える。</p> <p>2) 那賀川中流域（川口ダム～十八女橋）</p> <p>濁水の長期化とレキ河原の減少により、多様な動植物の生息・生育・繁殖環境に変化を及ぼしていることから、河床状況の変化が魚類等の生息・生育・繁殖状況に及ぼす影響を把握するとともに、清流と砂レキの復活を目指す。</p> <p>3) 那賀川下流域（十八女橋～潮止め堰）</p> <p>濁水の長期化と砂州の固定化などにより、多様な動植物の生息・生育・繁殖環境に変化を及ぼしていることから、平瀬の再生と清流の復活を目指す。</p> <p>また、特定外来生物の生息・生育地の拡大防止に努める。</p> <p>なお、河川内に既に設置される堰などの許可工作物については、魚道を利用している魚類等の生息・生育・繁殖状況を把握するとともに、現在の魚道が魚類の遡上・降下に障害となっている場合は改善に努める。また、新たな許可工作物の設置・管理においては、魚類等の移動の連続性が確保出来るように配慮することで、豊かな生態系の保全に努める。</p> <p>4) 那賀川汽水域（潮止め堰～河口）</p> <p>現在有している多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全、特定外来生物の生息・生育地の拡大防止に努めるとともに、河川工事の実施においても河川環境に与える影響を最小限に抑える。</p> <p>また、河口部の干潟は、那賀川における貴重な動植物が生息・生育・繁殖する重要な場所であることから、これらの多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全を図る。</p> <p style="text-align: center;">- 104 -</p>

那賀川水系河川整備計画 変更内容等

平成 19 年 6 月	平成 26 年 10 月 (変更)
<p>3. 河川整備計画の目標に関する事項</p> <p>(2) 河川景観に関する目標</p> <p>河川景観の維持・形成については、治水・利水・環境との整合を図りつつ、清流が流れ砂レキが復活した景観を再生・保全する。また、区間別の目標は以下のとおりとする。</p> <p>1) 那賀川上流域・中流域（十八女橋上流）</p> <p>良好な景観を損なう一因となっている濁水の長期化を低減させ、清流の復活を目指す。</p> <p>2) 那賀川下流域（十八女橋～潮止め堰）</p> <p>雄大な景観を損ねていると言われている一部のコンクリート護岸や根固ブロックの連続した区間については、今後、改修工事等を実施する際には良好な景観を有する構造とする。</p> <p>また、良好な景観を損なう一因となっている濁水の長期化を低減させ、清流の復活を目指す。</p> <p>3) 那賀川汽水域（潮止め堰～河口）</p> <p>雄大な景観を損ねていると言われている一部のコンクリート護岸や根固ブロックの連続した区間については、今後、改修工事等を実施する際には良好な景観を有する構造とする。</p> <p>4) 桑野川</p> <p>景観を損ねていると言われている一部のコンクリート護岸や根固ブロックの連続した区間については、今後、改修工事等を実施する際には良好な景観を有する構造とする。</p> <p style="text-align: center;">- 100 -</p>	<p>3. 河川整備計画の目標に関する事項</p> <p>5) 桑野川</p> <p>現在有している多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全、特定外来生物の生息・生育地の拡大防止に努めるとともに、河川工事の実施においても河川環境に与える影響を最小限に抑える。</p> <p>(2) 河川景観に関する目標</p> <p>河川景観の維持・形成については、治水・利水・環境との整合を図りつつ、清流が流れ砂レキが復活した景観を再生・保全する。また、区間別の目標は以下のとおりとする。</p> <p>1) 那賀川上流域・中流域（十八女橋上流）</p> <p>良好な景観を損なう一因となっている濁水の長期化を低減させ、清流の復活を目指す。</p> <p>2) 那賀川下流域（十八女橋～潮止め堰）</p> <p>雄大な景観を損ねていると言われている一部のコンクリート護岸や根固ブロックの連続した区間については、今後、改修工事等を実施する際には良好な景観を有する構造とする。</p> <p>また、良好な景観を損なう一因となっている濁水の長期化を低減させ、清流の復活を目指す。</p> <p>3) 那賀川汽水域（潮止め堰～河口）</p> <p>雄大な景観を損ねていると言われている一部のコンクリート護岸や根固ブロックの連続した区間については、今後、改修工事等を実施する際には良好な景観を有する構造とする。</p> <p>4) 桑野川</p> <p>景観を損ねていると言われている一部のコンクリート護岸や根固ブロックの連続した区間については、今後、改修工事等を実施する際には良好な景観を有する構造とする。</p> <p style="text-align: center;">- 105 -</p>

那賀川水系河川整備計画 変更内容等

平成 19 年 6 月	平成 26 年 10 月 (変更)
<p style="text-align: center;">3. 河川整備計画の目標に関する事項</p> <p>(3) 河川空間の利用状況の目標</p> <p>人と川のふれあいやレクリエーション・環境学習の場等の確保については河川環境との調和を図りつつ、人々が水辺に集い、水に親しめる等、適正な河川利用が図られるように努める。また、関係機関や地域住民等と連携して貴重な自然や水辺空間とのふれあいを体験できる施策を推進することにより、人と川、地域と川との共生関係を築くことを目指す。</p> <p>また、各区間の目標は以下のとおりとする。</p> <p>1) 那賀川上流域・中流域（十八女橋上流）</p> <p>豊かな自然を生かし、より広く自然志向のレクリエーションに活用される川づくりを目指す。</p> <p>2) 那賀川下流域・汽水域（十八女橋～河口）</p> <p>流域の中では比較的広い河川敷（高水敷）を有し、過去から河川利用の多いこの区間の特色を生かし、より広く住民等に利用される川づくりを目指す。</p> <p>3) 桑野川</p> <p>阿南市街地を流れる桑野川の特性を生かして、住民が主体となって利用される川づくりを目指す。</p> <p style="text-align: center;">- 101 -</p>	<p style="text-align: center;">3. 河川整備計画の目標に関する事項</p> <p>(3) 河川空間の利用状況の目標</p> <p>人と川のふれあいやレクリエーション・環境学習の場等の確保については河川環境との調和を図りつつ、人々が水辺に集い、水に親しめる等、適正な河川利用が図られるように努める。また、関係機関や地域住民等と連携して貴重な自然や水辺空間とのふれあいを体験できる施策を推進することにより、人と川、地域と川との共生関係を築くことを目指す。</p> <p>また、各区間の目標は以下のとおりとする。</p> <p>1) 那賀川上流域・中流域（十八女橋上流）</p> <p>豊かな自然を生かし、より広く自然志向のレクリエーションに活用される川づくりを目指す。</p> <p>2) 那賀川下流域・汽水域（十八女橋～河口）</p> <p>流域の中では比較的広い河川敷（高水敷）を有し、過去から河川利用の多いこの区間の特色を生かし、より広く住民等に利用される川づくりを目指す。</p> <p>3) 桑野川</p> <p>阿南市街地を流れる桑野川の特性を生かして、住民が主体となって利用される川づくりを目指す。</p> <p style="text-align: center;">- 106 -</p>